（掛金調整制度の利用の申出）

第一条の二の五の二　平成二十八年改正政令附則第四条第一項の申出は、学校法人等の名称及び所在地並びに特定学校法人等となつた日を記載した申出書を事業団に提出することによつて行うものとする。

2　前項の規定は、平成二十八年改正政令附則第五条において準用する平成二十八年改正政令附則第四条第一項の申出について準用する。

3　第一項の申出書の提出が行われた場合には、同時に、第四号厚生年金被保険者に係る社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（次条第四項において「令和七年改正法」という。）附則第二十二条第一項の申出があつたものとみなす。

（掛金調整制度の停止解除の申出）

第一条の二の五の三　平成二十八年改正政令附則第四条第五項の申出は、学校法人等の名称及び所在地を記載した申出書を事業団に提出することによつて行うものとする。

2　前項の申出は、当該申出を行う時点において平成二十八年改正政令附則第三条第四項の申出をすることができる場合は、第一条の二の四第三項において準用する同条第一項の申出書を併せて提出しなければならない。

3　前二項の規定は、平成二十八年改正政令附則第五条において準用する平成二十八年改正政令附則第四条第五項の申出について準用する。

4　第一項の申出書の提出が行われた場合には、同時に、第四号厚生年金被保険者に係る令和七年改正法附則第二十二条第五項の申出があつたものとみなす。

（加入者原票）

第三条の四　［略］

2　事業団は、第四号厚生年金被保険者等（第四号厚生年金被保険者又は高齢任意加入被保険者（厚生年金保険法附則第四条の三第一項に規定する高齢任意加入被保険者（第四号厚生年金被保険者に限る。）をいう。以下同じ。）である加入者については、前項の加入者原票に、同法第二十八条に規定する事項を記載して整理しなければならない。ただし、これらの事項と前項に規定する事項のうち共通する事項については、一の記載をもつて足りるものとする。

（高齢任意加入被保険者の資格取得又は喪失の申出等）

第三条の七　高齢任意加入被保険者の資格取得の申出については、第一条の規定による異動報告書のほか、次に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　［略］

［号を削る。］

二　［略］

三　［略］

［号を削る。］

四　［略］

五　［略］

2～4　［略］

［条を加える。］

［条を加える。］

（加入者原票）

第三条の四　［同上］

2　事業団は、第四号厚生年金被保険者等（第四号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）又は高齢任意加入被保険者（同法附則第四条の三第一項に規定する高齢任意加入被保険者（第四号厚生年金被保険者に限る。）をいう。以下同じ。）である加入者については、前項の加入者原票に、同法第二十八条に規定する事項を記載して整理しなければならない。ただし、これらの事項と前項に規定する事項のうち共通する事項については、一の記載をもつて足りるものとする。

（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）

第三条の七　高齢任意加入被保険者の資格取得の申出については、第一条の規定による異動報告書のほか、次に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　［同上］

二　厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨

三　［同上］

四　［同上］

五　個人番号及び基礎年金番号

六　［同上］

七　［同上］

2～4　［同上］